

令和7年2月1日(土)

全国高等学校PTA連合会 令和6年度全国会長・事務局長研修会

高等教育の修学支援新制度について

文部科学省高等教育局学生支援課
高等教育修学支援室

高等教育費の負担軽減(学生等への経済的支援)

教育の機会均等及び少子化対策の観点から、**公費による全国的な制度**として、**高等教育の修学支援新制度**及び**貸与型奨学金**により、学生等の経済的負担を軽減。

高等教育の修学支援新制度(令和2年度)

授業料・入学金減免

返還不要



負担軽減のイメージ

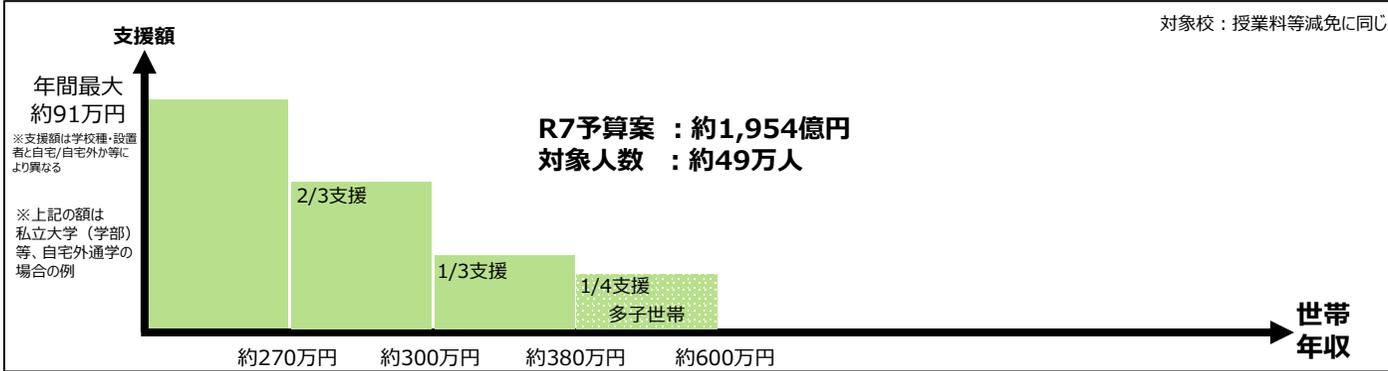
学生等 納付額を無償化・減免 大学等

(減免のための国庫補助あり)

<学業要件>
 ・進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
 ・大学等への進学後は学修状況に係る要件あり

給付型奨学金

返還不要



給付型奨学金

学生等が学生生活を送るのに必要な学生生活費

JASSO 毎月振込 学生等

(独)日本学生支援機構

<学業要件>
 授業料等減免に同じ

貸与型奨学金(昭和18年)



貸与型奨学金

①在学中

JASSO 毎月振込 学生等

<学業要件>
 ・採用時: 学業成績要件あり
 ・採用後: 留年等の場合停止

②卒業後

JASSO 口座振替 返還者

※ 返還金は在学生への貸与の原資となる
 ※ 返還が困難な場合、各種支援策あり

※世帯年収は夫婦・子2人世帯の場合の目安
 ※各支援は組み合わせて受けることが可能(高等教育の修学支援新制度を利用する場合、無利子奨学金については貸与上限額が調整される。)
 ※その他、大学院生については、修士段階の「授業料後払い制度」、国費や大学独自の予算による各大学の授業料免除制度に係る支援、若手研究者に係る経済的支援制度により支援。

学びを、お金で、 あきらめない。



だいがく せんもんがっこう などの 学びは、 高校までよりも お金がかかります。

ねんかんさいだいやく 年間最大約 **160** 万円の「返さなくていい奨学金」等の支援が受けられます！

せたいねんしゅう しんがくさき きんがく くわ
世帯年収や進学先に応じた金額など詳しいことは

「JASSO」や「修学支援」で検索をQ

じぶん しえん たいしゅう になることを知らない中高生がたくさんいます

みちか がた かくさん ごきょうりょく ねが
身近な方やSNSでの拡散に御協力をお願いします。

「返さなくていい奨学金」サイト



給付型奨学金 1,954億円 授業料等減免4,578億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(493億円)は含まない。
 国・地方の所要額 7,025億円

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】

大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校

【支援内容】①給付型奨学金の支給 ②授業料等の減免

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

(参考)「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)抜粋

Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1.ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(4)高等教育費の負担軽減

○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに2024年度から多子世帯(※1)や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償(※2)とする措置等を講ずること**とし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

※1 扶養される子供が3人以上の世帯(扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象)。

※2 現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約54万円、私立約70万円、入学金は国公立約28万円、私立約26万円(大学以外も校種・設置者ごとに設定)とする。

給付型奨学金

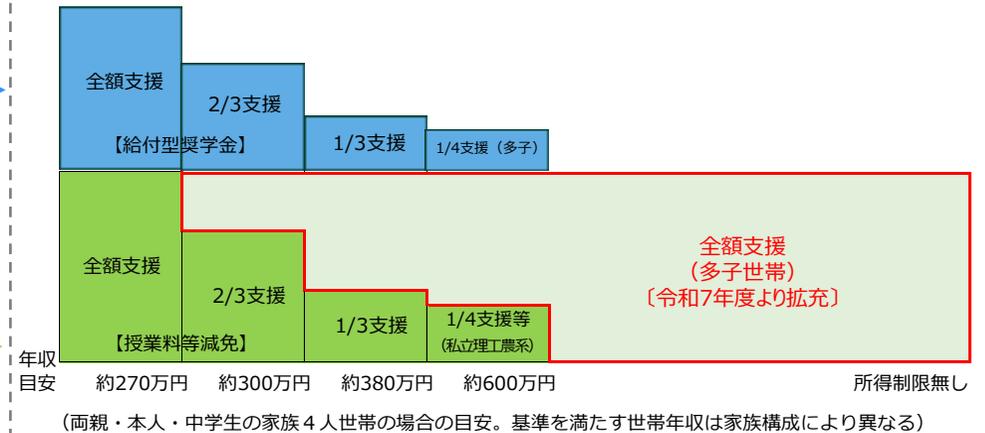
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円



支援額(イメージ)



授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値

支援対象者の要件

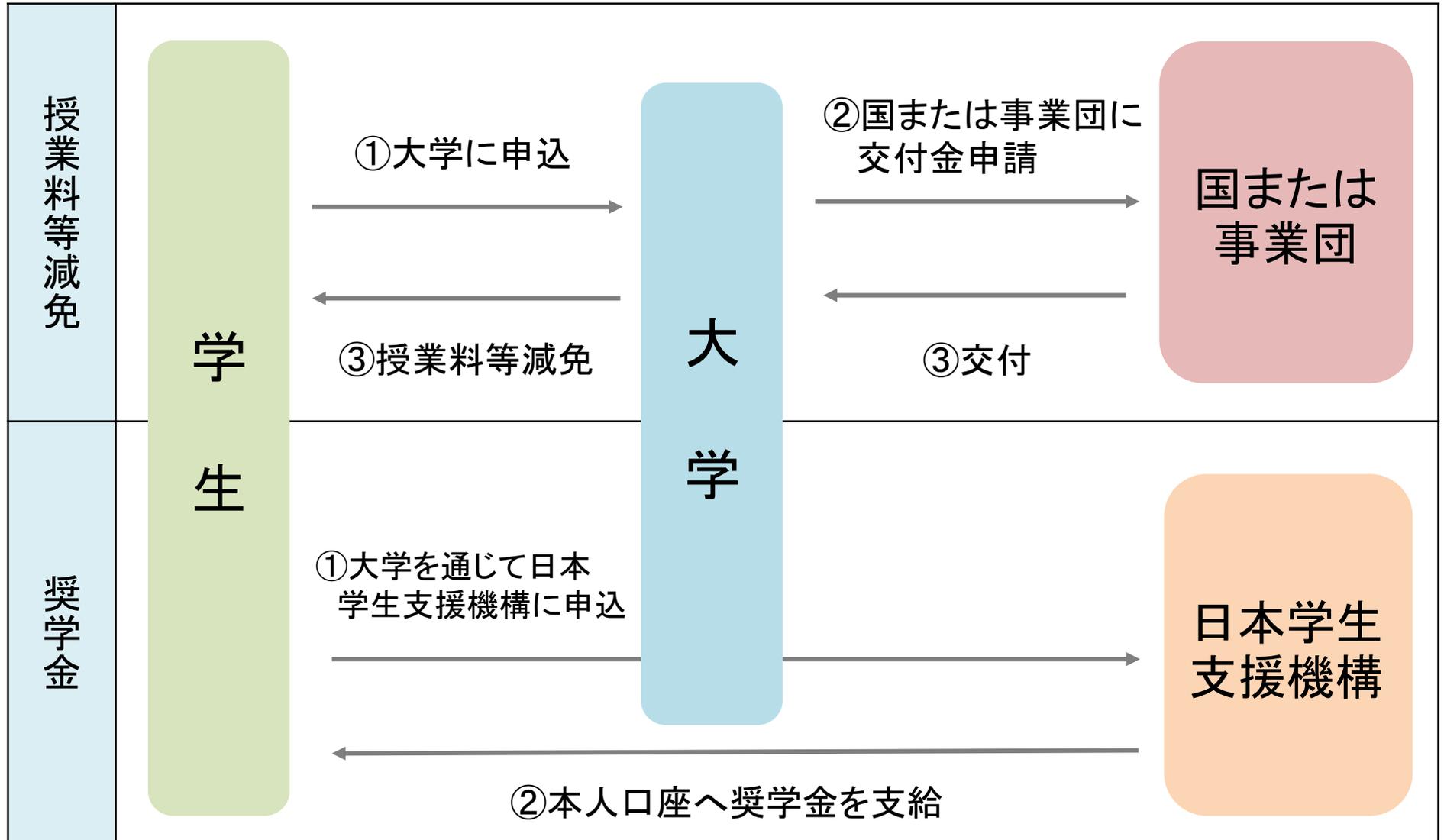
- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免と奨学金の申請について

【実施主体】 授業料減免：各大学 / 給付型奨学金：JASSO



支援対象者の要件(個人要件)等<所得に関する要件と目安年収>

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

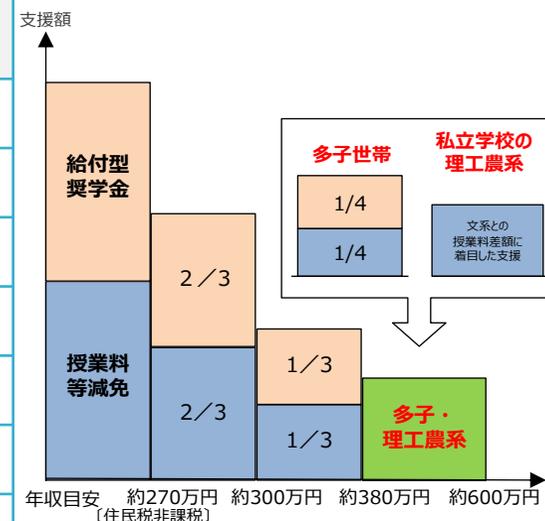
【算式】市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)

【基準額】第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満
 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満
 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満
 第Ⅳ区分(多子世帯は標準額の1/4支援、理工農系は文系との授業料差額に着目した支援) 51,300円以上～154,500円未満

*政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

*地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収(例)		住民税非課税		準ずる世帯	
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
ケース	支援額	3分の3	3分の2	3分の1	多子：4分の1 理工農：文系との 授業料差額に着 目した支援
ひとり親世帯	子1人(本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円	～約630万円
	子2人(本人・中学生)	～約220万円	～約300万円	～約370万円	～約630万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円	～約680万円
	子3人(本人・大学生・高校生)	～約350万円	～約450万円	～約510万円	～約700万円
ふたり親世帯 (注)片働き(一方が無収入)の場合で、配偶者控除が適用される場合	子1人(本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円	～約640万円
	子2人(本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円	～約680万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円	～約680万円
	子3人(本人・大学生・高校生)	～約360万円	～約450万円	～約520万円	～約740万円



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

*年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。
 *子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。
 *給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。
 「進学資金シミュレーター」<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

進学資金シミュレーターの概要(日本学生支援機構)



大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、
①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

資金シミュレーターのイメージ (「給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 」)

トップ画面：進学資金シミュレーター

選択画面：学生生活費シミュレーション / 奨学金選択シミュレーション

情報入力画面：給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 情報入力

結果表示画面：給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 結果表示

収入額等の情報を入力

支援される金額等が表示

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け)

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類 (無利子奨学金か、有利子奨学金か) と貸与月額を表示。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

[参考] 奨学金貸与・返還シミュレーション 貸与型奨学金 (無利子・有利子奨学金) について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- (採用時) 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、**高校等** (大学進学後の申し込みの場合は大学) が、レポートの提出や面談等により**本人の学修意欲や進学目的等を確認**する
- (採用後) 大学等への進学後は、その学修状況について**厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る**

	学業成績の基準
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること (「停止」の場合を除く) ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
停止	2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみであること ※次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援再開 (令和5年10月より実施)
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき (上の「廃止」の区分に該当するものを除く。) 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

【その他】○旧給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする

- ・ 日本国籍、「定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、永住の意思が認められる「定住者」又は12歳までに来日・日本で出生して日本の小学校等から高等学校等を卒業し、大学等を卒業後も日本で就労・定着する意思があるなど一定の要件を満たす「家族滞在」の者であること (家族滞在の者については令和6年度追加)
- ・ 高等学校等を初めて卒業 (修了) した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
- ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
- ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと (申告による)

○次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す (返還等を求める)

- ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
- ・ 大学等から退学・停学 (無期限又は3ヶ月以上の者に限る) の懲戒処分を受けた場合 (3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する)
- ・ 「廃止」の区分に該当するものうち、学業成績等が著しく不良であり、かつ災害・傷病その他のやむを得ない事由がない場合

高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について【概要】

(令和6年6月28日「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」報告)

1. 趣旨

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、高等教育の修学支援新制度における学業要件等の見直しについて検討を行う。

「こども未来戦略」(抄)(令和5年12月22日閣議決定)

高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、**対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図る**ことを含め、早急に具体化する。

2. 学業要件の在り方

本制度では、進学前の進路意識と学びの意欲、進学後の十分な学修状況を見極めた上で支援ができるよう、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、学修意欲や進学目的等を確認するとともに、進学後は学修意欲に加え、学習成果の質についても一定の学業要件が設けられている。新制度開始後4年が経過すること等を踏まえ、学生等の学修意欲を喚起する観点から学業要件の適正化を図る。

廃止	現行の要件と今後の方針(現行→見直し)	警告	現行の要件と今後の方針(現行→見直し)
修得単位数	適正化を図る観点から、修得単位数が標準単位数の5→6割以下	修得単位数	適正化を図る観点から、修得単位数が標準単位数の6→7割以下
授業への出席率	適正化を図る観点から、授業への出席率が5→6割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況	授業への出席率	授業への出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況
その他の評価	・修業年限で卒業又は修了できないことが確定 ・「警告」に連続して該当(2回目の警告がGPA等の成績評価のみである場合は「停止」(令和5年10月から実施)としており、この効果を検証することが必要)	GPA等の成績評価	GPA等が学部等における下位4分の1(学修意欲の喚起に一定の効果がみられること、また令和5年10月から、2回目の警告がGPA等の成績評価のみである場合は「停止」としたことの効果を検証することが必要)

※現在、傷病・災害等の斟酌すべきやむを得ない事由がある場合、上記に該当しないこととしているが、今後、制度開始以降の実績等を踏まえ、具体的な事例を学生や大学等の関係者に対して示す。

3. 今後の検討課題

- ・ 大学・専門学校等における学修支援・生活相談の充実(特に「警告」「停止」「廃止」となった学生等への支援)
- ・ 初等中等教育段階における周知
- ・ 学修成果の評価の在り方(特に「停止」の効果等を踏まえたGPA等の成績評価の在り方)
- ・ 教育費負担軽減の実施状況や効果等を検証し、引き続き教育費負担軽減に取り組む必要性
- ・ 大学、専門学校等の学生等や中学生・高校生等の意見を受け止め反映する取組

など

会議委員 (五十音順、◎座長)

市原 康雄	学校法人名古屋技芸学園理事長
田名部 智之	全国高等学校PTA連合会副会長
仁科 弘重	国立大学法人愛媛大学学長
◎ 福原 紀彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長(前中央大学学長)
室橋 祐貴	日本若者協議会代表理事
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長(前立教大学総長)

検討経緯

第1回	令和6年3月14日	高等教育の修学支援新制度の現状について
第2回	令和6年4月22日	学業成績等の要件について
第3回	令和6年5月24日	関係団体からの御意見について
第4回	令和6年6月17日	報告書(案)について

給付型奨学金に関するアンケート調査結果

【調査目的】令和2年度から「高等教育の修学支援新制度」がスタートして4年が経過しており、新制度を利用した学生等にアンケート調査を実施

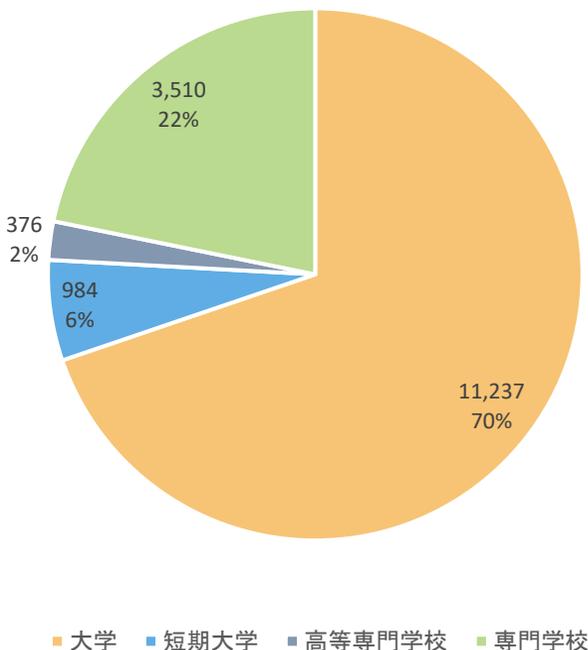
【調査期間】令和6年3月21日(木)から4月4日(木)まで

【調査対象】令和5年度で奨学金の支給が終了する学生等に日本学生支援機構からメールでアンケート調査を依頼
 大学:38,822人、短大:3,641人、高等専門学校:913人、専門学校:15,297人、通信:142人
 合計:58,815人

【調査回答】16,107人(回答率27.4%)

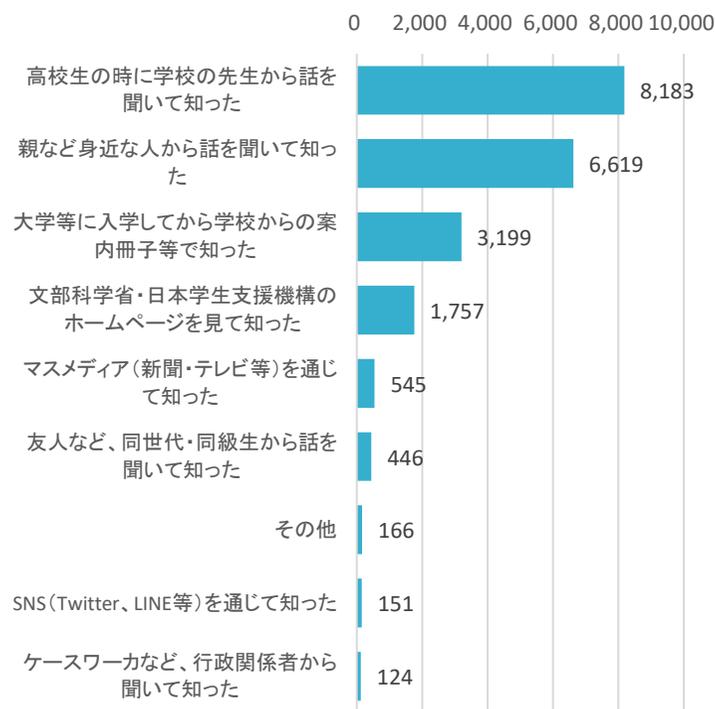
【回答者の学校種】

在籍している学校種を教えてください。

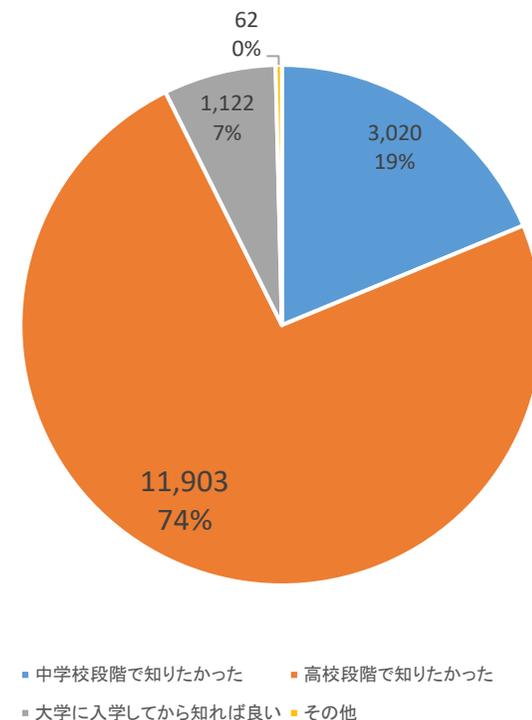


【新制度を利用したきっかけ】

「新制度」をどのように知り、利用されましたか。きっかけを教えてください。(複数回答可)



「新制度」について、いつ頃に知りたかったですか。

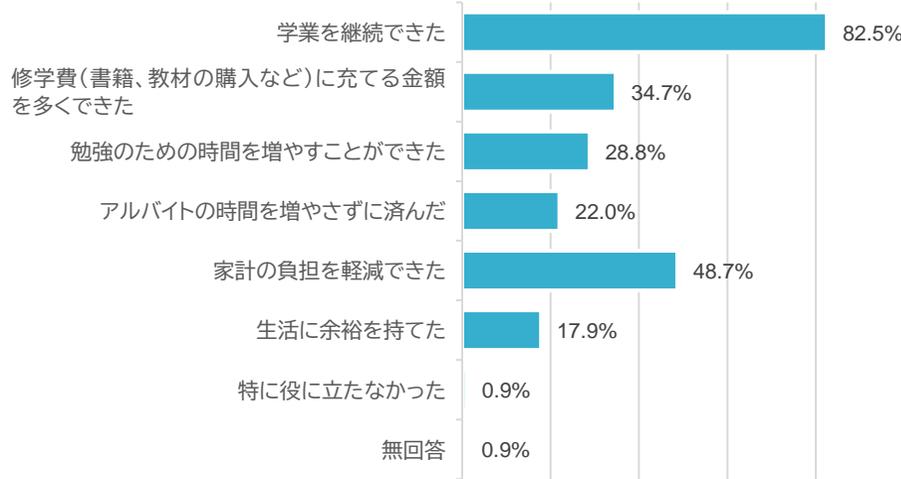


修学支援新制度 給付型奨学金支給終了(予定)者へのアンケート調査

(単位:%)

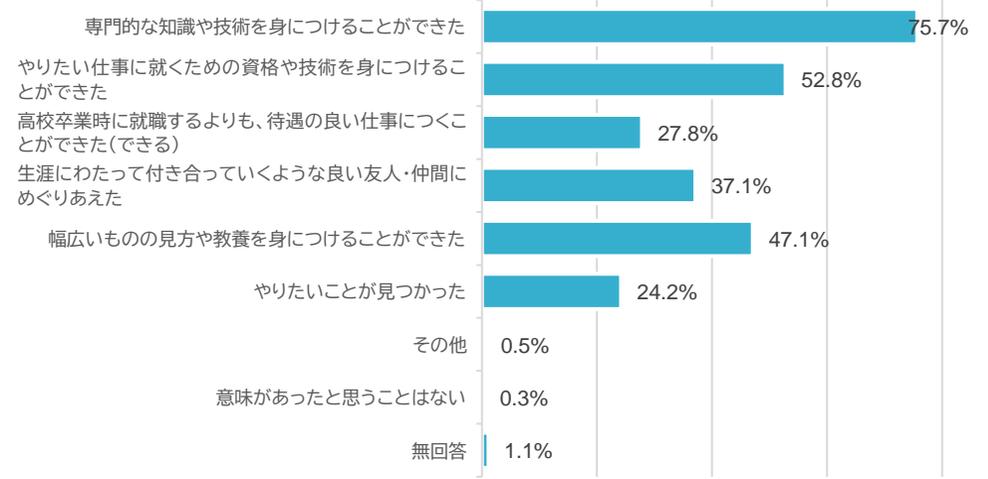
奨学金はどのように役にたったか(複数回答)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



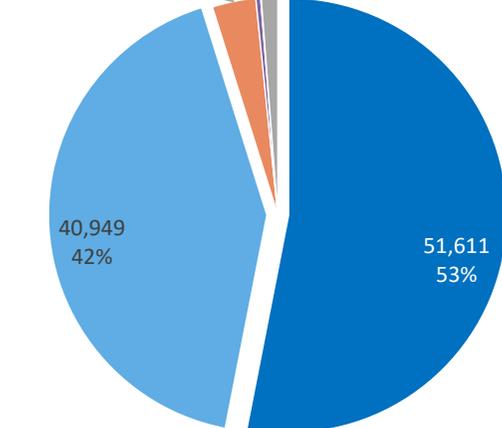
あなたにとって、進学したことの意味(複数回答)

0% 20% 40% 60% 80%



勉学への取組状況

3,144 343 47 1,173
3% 1% 0% 1%

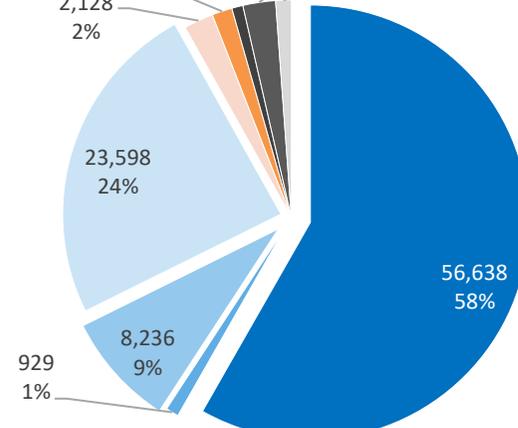


- かなり熱心に取組んだ
- ある程度、熱心に取組んだ
- どちらともいえない
- あまり熱心に取組まなかった
- まったく熱心に取組まなかった
- 無回答

卒業後の進路

(単位:人,%)

1,456 807 2,351 1,124
2% 1% 2% 1%

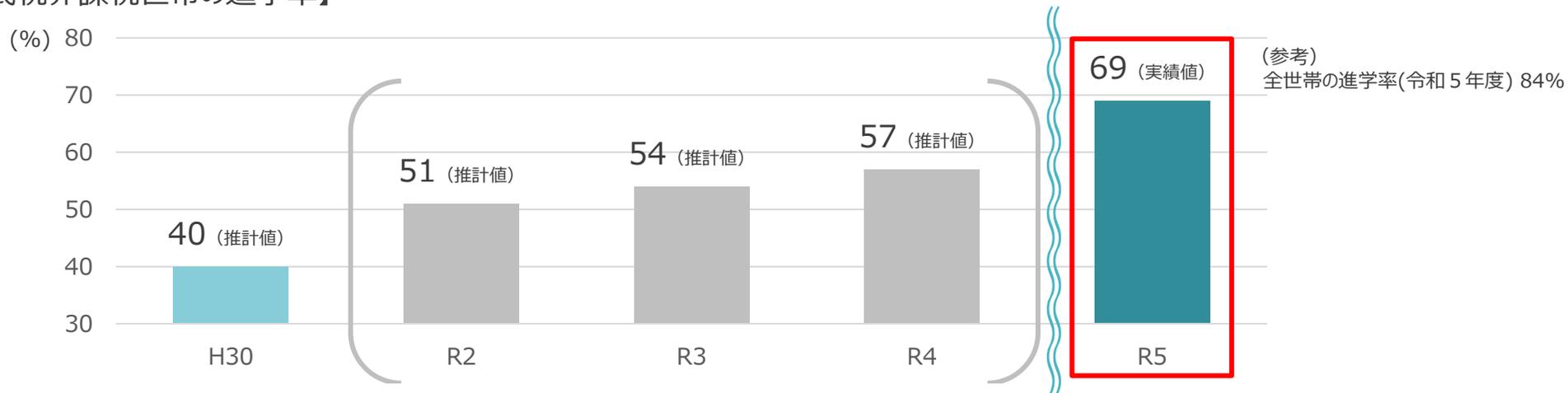


- 就職する(就職先がすでに内定している)
- 起業する、家業を継ぐなど就職以外の働き方で仕事に就く
- 進学する(大学院への進学、大学への編入学など)
- 就職する(現在就職活動中、もしくは、これから就職活動を行う)
- 引き続き現在の学校に在学する
- 資格の取得や就職・進学準備をする
- その他
- まだ決めていない
- 無回答

「高等教育の修学支援新制度」開始後の住民税非課税世帯の進学率

○住民税非課税世帯の進学率は、制度開始前に40%と推計されたところ、令和5年度には69%となっている。

【住民税非課税世帯の進学率】



(注) 進学率の算出方法の違い

- ・H30は、(住民税非課税世帯のJASSO奨学金利用者(実績) + JASSO奨学金を利用せずに進学している者(推計)) / (高校生等奨学給付金(※)を受給者している高3生 + 児童養護施設への措置を解除された者、里親への委託を解除された者(18歳)) (推計)
- ・R2~R4は、住民税非課税世帯のJASSO奨学金利用者 / (高校生等奨学給付金を受給者している高3生 + 児童養護施設への措置を解除された者、里親への委託を解除された者(18歳)) (推計)
- ・R5は、R4高校生等奨学給付金受給者のうち大学等に進学した者 / R4高校生等奨学給付金受給者(実績)
令和4年度に「高校生等奨学給付金」を受給していた高校3年生の卒業後の進路について、全国の国公立高等学校等の割合を踏まえ、10分の1程度の高校を無作為に抽出して調査を実施(500校について実施。(令和5年9月))

(※) 住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯に授業料以外の教育費を支援するもの

【住民税非課税世帯の進学・就職動向内訳(令和5年度) [%】】

大学(学部)	短期大学	大学・短期大学の通信教育部及び放送大学	専修学校 専門課程(専門学校)	高等専門学校(4, 5年生)	高等学校(専攻科)	就職者等	その他
41.6 国公立: 24.5 私立: 17.2	4.2	0.4	21.7	0.6	0.3	22.6	8.4

69.0%

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

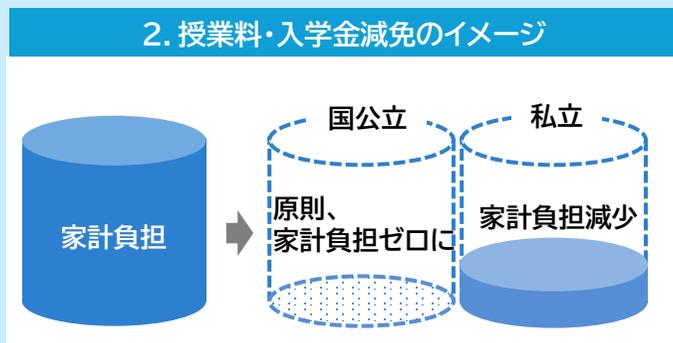
こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)に基づき多子世帯の学生等に対して大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。

→ 高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。

※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。

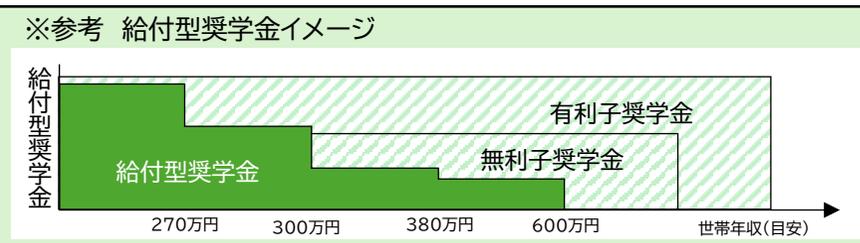
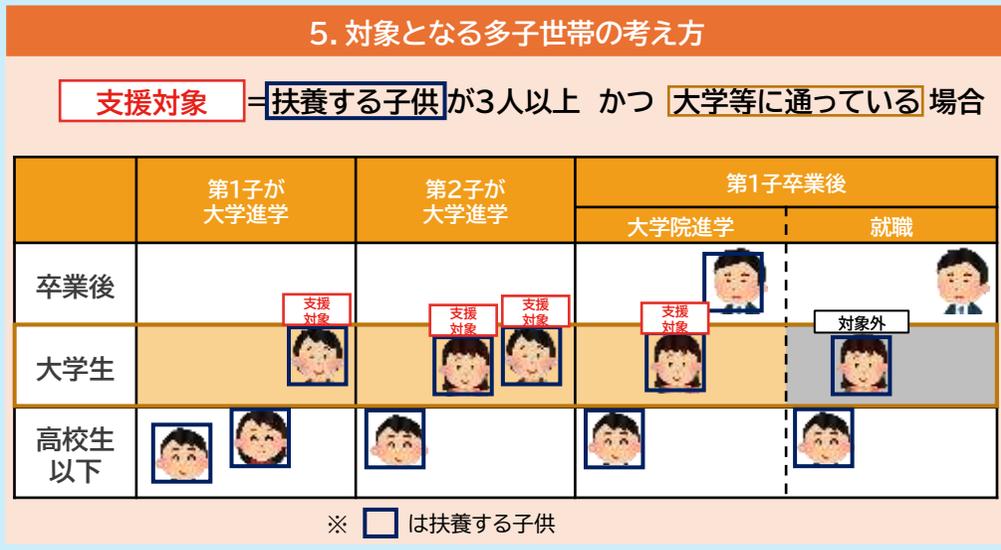
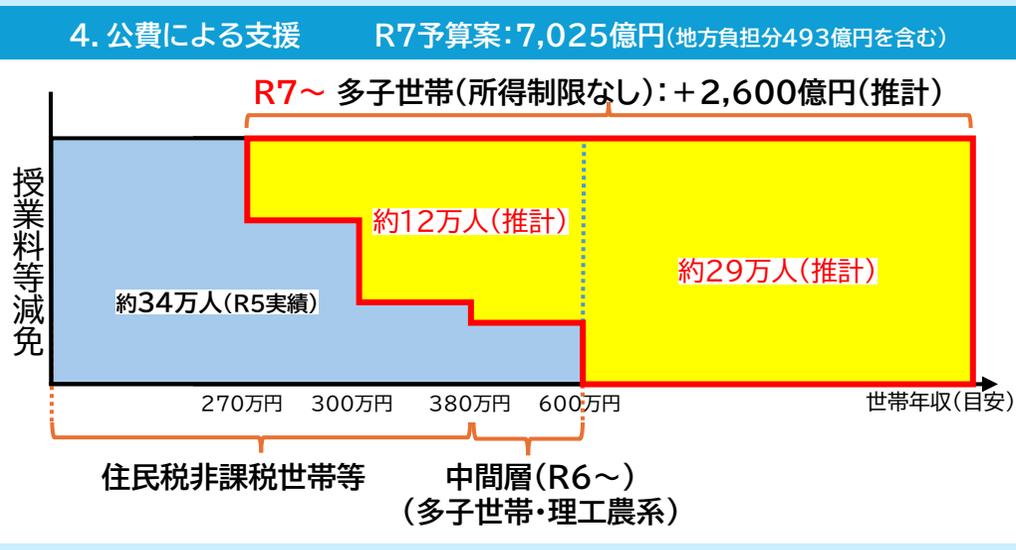
1. 対象者の要件等

対象学校種	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
学生等の要件	(採用時)学習意欲等が確認できれば対象 (採用後)出席率等に係る要件を満たす必要
大学等の要件	教育環境や経営状況に係る要件を満たす 大学等が対象
財源	消費税財源を活用



3. 減免上限額(年額)

授業料等減免上限額	国立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円



給付型奨学金 支給額	自宅生	自宅外生
国立 大学・短大・専門学校	35万円	80万円
国立 高等4・5年	21万円	41万円
私立 大学・短大・専門学校	46万円	91万円
私立 高専4・5年	32万円	52万円

こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)抜粋

高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。**

參考資料

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ （「高等教育の修学支援新制度」の拡充）



開始時期 令和 **7** 年度～（入学生及び在学生）

所得に関する要件 所得基準 制限 **なし**

支援対象 子供 **3** 人以上の世帯の学生

学業意欲・成績に関する要件 採用前 **学修意欲**があれば採用
採用後 **学修意欲と成果**を毎年確認

支援金額 授業料 **70** 万・入学金 **26** 万
（私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援）
※現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

申込手続 令和7年度 **入学後** 各学校窓口で
（各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます）

※「高等教育の修学支援新制度」における各要件の詳細やQ&Aについては、文部科学省ウェブサイトを確認



※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。

扶養する子供が3人以上の世帯が対象



第1子
(大学生)



第2子
(高校生)



第3子
(中学生)

※○が多子世帯の支援対象

- 3人以上を同時に扶養（経済的に支援）している間は、第1子から支援対象
- 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報(マイナンバー)で扶養する子供の数を確認




- 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準

要件を満たした学校が対象




- 一定の要件を満たした学校が対象
(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)

令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

問1 多子世帯への授業料等無償化とはどのような内容で、いつからはじまるのですか。

⇒ 令和7年度から、子供を3人以上同時に扶養している間、所得制限なく、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金を無償とします。(令和7年4月に入学する方・令和7年4月時点で前年度から在学中の方のいずれも対象となります。)

問1-2 令和6年度から始まった多子世帯の中間層への支援(第IV区分(多子))との関係は、どうなるのでしょうか。

⇒ 第IV区分(多子)の場合、現在、授業料等減免・給付型奨学金は全額支援の4分の1の支援となっています。令和7年度からは、所得制限は設けず、授業料等が全額支援となります。給付型奨学金については、令和7年度以降も4分の1の支援を受けることができ、支援が充実することとなります。

問2 対象となる大学等はどこですか。

⇒ 無償化の対象となるのは、大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専門学校のうち、一定の要件を満たすことが確認されたものです。対象機関リストは次のとおりです。

※文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等)」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm)

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度

> 高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等)

⇒ 高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト(全機関要件確認者の公表情報とりまとめ)



学校コード	区分	学校種	名称	所在地	所在地	開設年度	機関要件確認日	機関要件確認者	備考
F10110100010	国立	大学	北海道大学	北海道札幌市北区北5条西5丁目	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F10110100029	国立	大学	北海道教育大学	北海道札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F10110100038	国立	大学	道庁工業大学	北海道室蘭市水元町27番1号	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F10110100047	国立	大学	小樽商科大学	北海道小樽市緑5-5-21	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	
F10110100056	国立	大学	帯広畜産大学	北海道帯広市稲田町西2線11番地	1 北海道	令和元年度以前	2019/9/20	文部科学大臣	

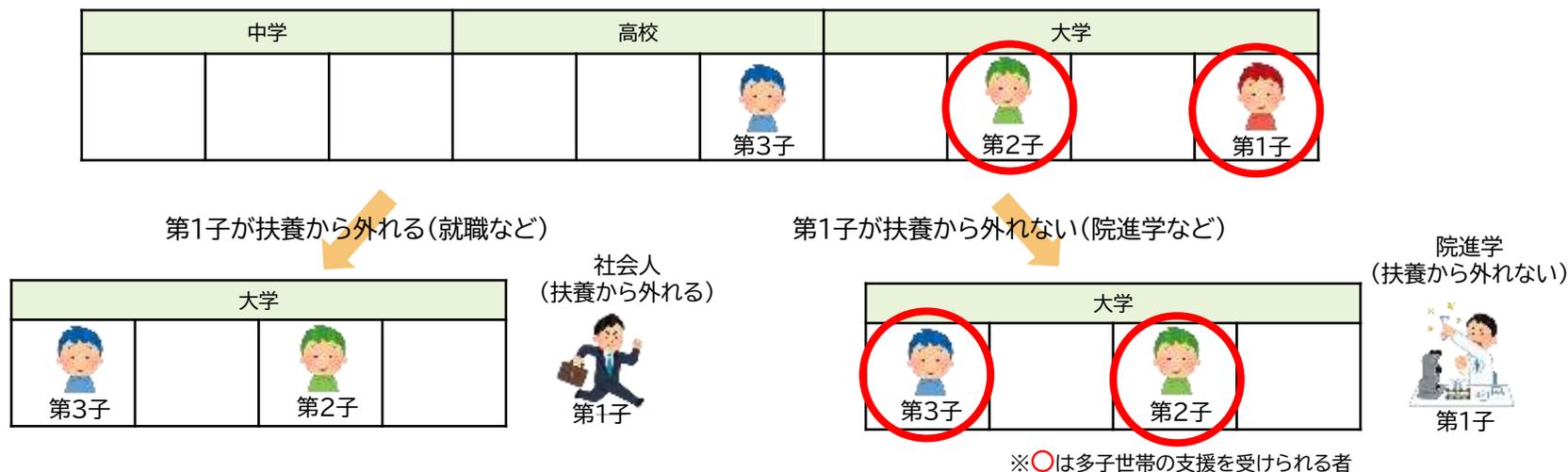


令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

問3-1 大学院生は対象とならないのですか。

⇒ 現行制度と同様、大学院生は支援対象とはなりません。例えば第1子が大学院へ進学し、引き続き扶養される場合、扶養されている子供の数は変わらず3人以上ですので、第2子以下は支援対象となります。

例:多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ(2歳差の3人きょうだい)



問3-2 留年した場合はどのようになりますか。

⇒ 現行制度と同様、留年した場合は本人の支援を打ち切りとなります。例えば第1子が留年したとしても、引き続き扶養される場合、扶養されている子供の数は変わらず3人以上ですので、第2子以下は支援対象となります。

令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

問4-1 「国が定める一定の額」とはいくらですか。

⇒ 現行制度における全額支援と同額の入学金・授業料を支援します。

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

問4-2 住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)に該当する所得の多子世帯である場合、どのような支援となりますか。

⇒ 授業料等、給付型奨学金のいずれも従来のとおり全額が支援されます。(今回の制度改正に伴う増額ははありません。)

問4-3 住民税非課税世帯に準ずる世帯(第Ⅱ、Ⅲ区分)に該当する所得の多子世帯である場合、どのような支援となりますか。

⇒ 授業料等は、支援額が全額支援に増額します。給付型奨学金は従来のとおり、全額支援の3分の2(第Ⅱ区分)、3分の1(第Ⅲ区分)の支援となります。

問4-4 授業料等無償化の支援はどのように行われるのですか。

⇒ 今回の授業料等無償化は、現行制度における支援と同様に、大学を通じて行われます。このため直接、学生本人に現金が支給されるものではありません。

問4-5 なぜ支援額の上限があるのでしょうか。

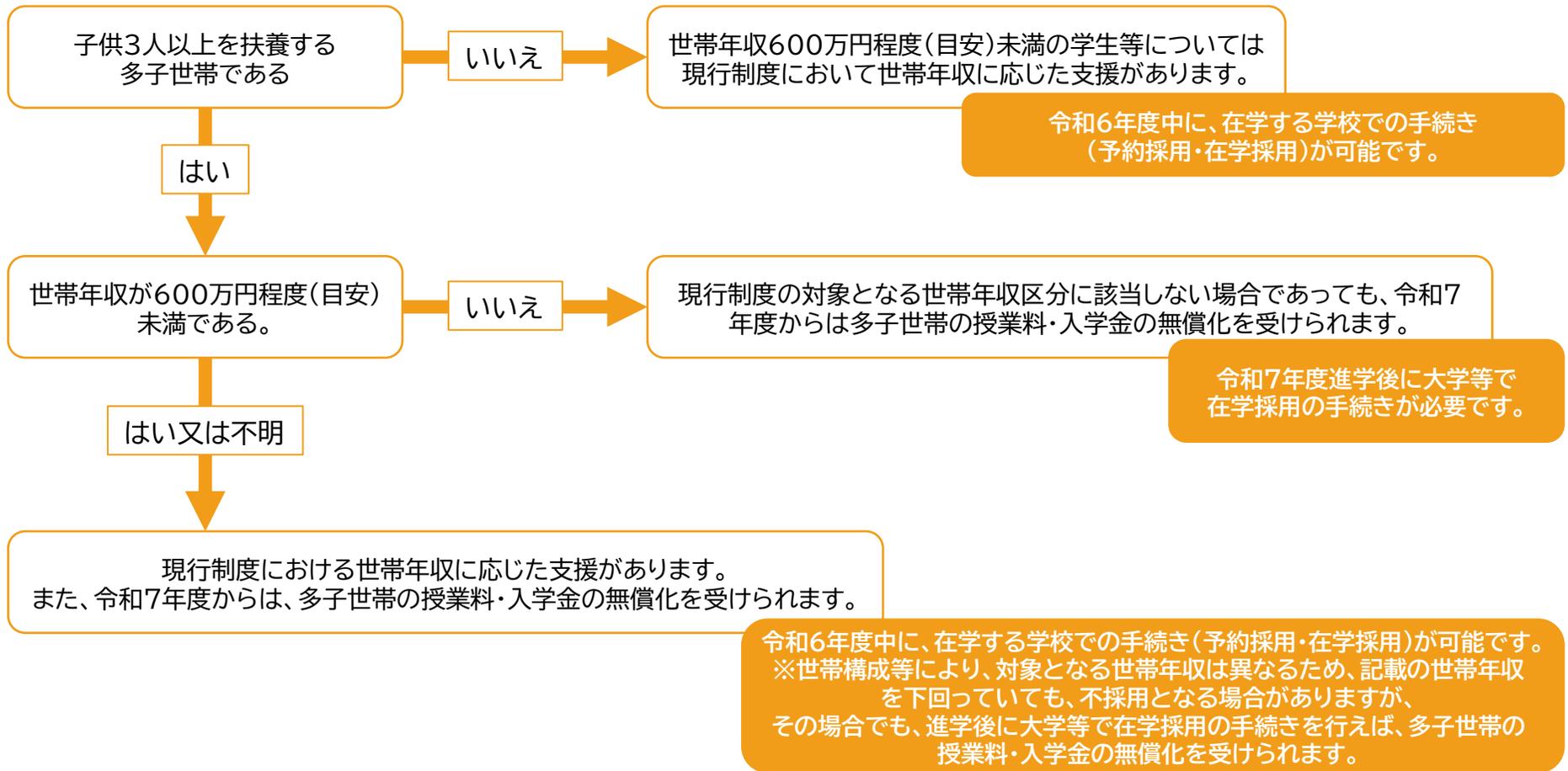
⇒ 本制度では、授業料が各大学によって様々であるため、国として一定の考えに基づいて支援上限額を設定し、その上限額まで支援することとしています。

問5 令和7年度から支援を受けるためには、いつ申し込めばよいですか。

⇒ 現行制度には、高校3年生段階で申し込む「予約採用」と、進学後に申し込む「在学採用」の2種類があります。多子世帯の授業料等無償化の開始年度である令和7年度については、「在学採用」での申込のみの予定です。なお、令和6年度中の予約採用申込において、不採用となった場合でも、令和7年度の在学採用では採用される場合もあることにご留意ください。

多子世帯の学生等に対する支援の申込方法について

※下記に記載の世帯年収は目安であり、世帯構成等により、対象となる世帯年収は異なります。
なお、原則として、申込年の前年1月～12月の収入をもとに判定を行います。申し込み時期によっては、前々年1月～12月の収入を用いる場合があります。



○申込から採用までのおおまかな流れ

1. 進学先の学生窓口(奨学金担当窓口)へ行き、申込書類等を受け取る

- ・1-① 入学後、直ぐに学生窓口(奨学金担当窓口)へ行き、申込みを行うための関係書類を受け取ってください。
- ・1-② 各学校の学生窓口等からの案内や奨学金に関するウェブサイトをよく御確認ください。



2. 申込み手続きを行う

- ・2-① 学校に必要な書類を提出します。
- ・2-② 各学校が定めた期限までに、申込みサイト(日本学生支援機構の「スカラネット・パーソナル」)から必要な情報を入力してください。
- ・2-③ 日本学生支援機構に「マイナンバー」の確認書類を提出します。



3. 選考結果を受け取る

- ・各学校を通じて選考結果通知を受け取ってください。なお、申込み後に選考を行うため、一定の時間を要します。



令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

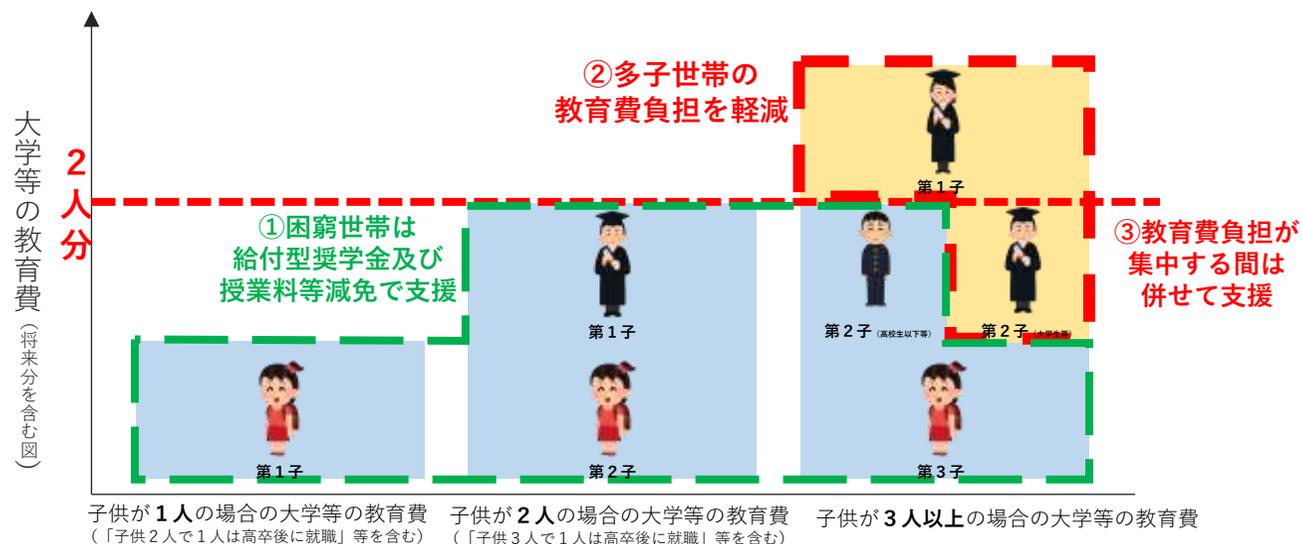
問6-1 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。

⇒ 申込時点の市町村民税情報に基づき確認できる扶養する子供の数が3人以上であることとしています。仮にそのご家庭に子供が3人いたとしても、長子が社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人になり、支援対象とはなりません。

問6-2 多子世帯であれば、子供全員が対象となりますか。

⇒ 子供を3人以上同時に扶養している間に、大学等に在学している子供が対象となります。例えば、子供を3人以上同時に扶養している間に、2人同時に大学等に在学している場合は、2人とも対象となります。

長子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子供の数が2人となった場合は、多子世帯への授業料等無償化の支援は終了します。



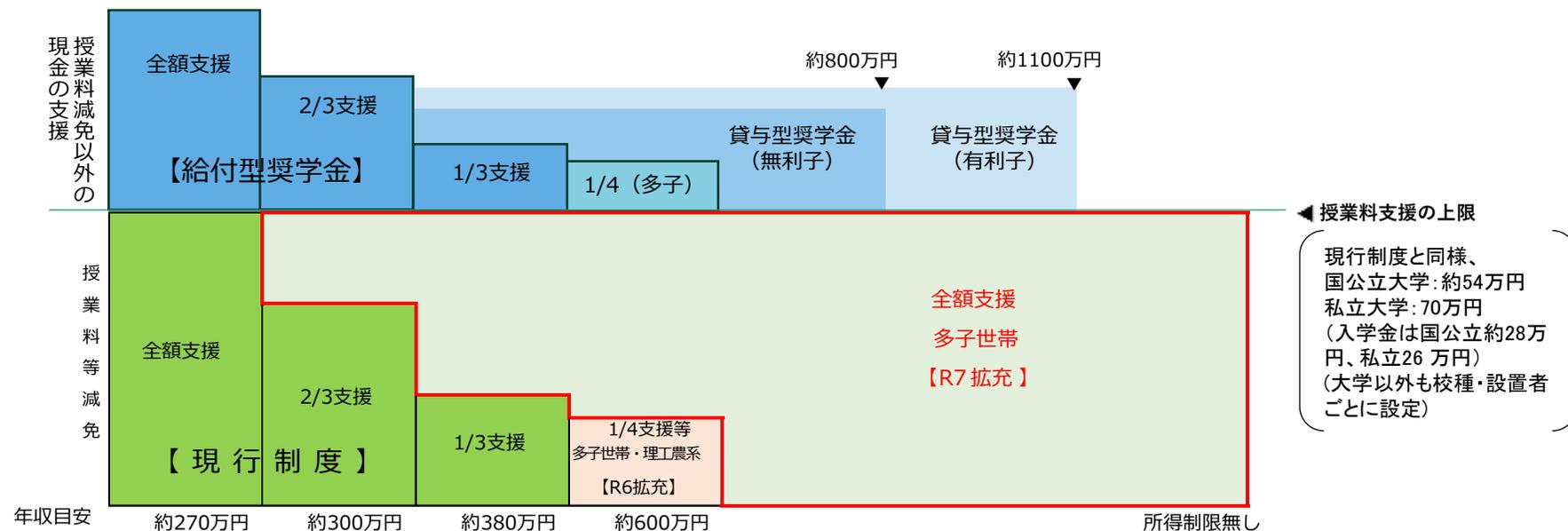
問6-3 多子世帯の考え方は、児童手当と異なるのでしょうか。

⇒ 本制度における支援は「扶養する子供が3人以上」の世帯としており、年齢に着目していません。(児童手当においては、多子の対象となる子供の数は、扶養の有無ではなく22歳となる年度末までと、年齢に着目したものとなっています。)

令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

問7-1 子供が1人又は2人の世帯は、何も支援されないのでしょうか。

⇒ 子供が1人又は2人の世帯についても、現行制度による支援を引き続き実施するほか、基準を満たす希望者全員に対する貸与型奨学金も実施するとともに、高等教育費の負担軽減について、引き続き検討してまいります。



多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ【概要】

支援対象

=

扶養する子供

が3人以上

かつ

大学等に通っている

場合

	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	 支援対象	 支援対象  支援対象	 支援対象	 支援対象外
高校生 以下	 			

※  は扶養する子供

第1子が扶養から外れた場合、
第2・第3子は支援対象外に

※現行制度における世帯年収に応じた
支援は受けられる可能性があります。

だいがく せんもんがっこう
かね しんぱい
お金の心配なく**大学**や**専門学校**などで学びたいみなさんへ

くに しえんせいど つか だいがく せんもんがっこう かよ
国の支援制度を使って**大学**や**専門学校**などに**通う**なら
(高等教育の修学支援新制度)

じゅぎょうりょう にゅうがくきん むいよう ばあい すく ばあい
① **授業料**や**入学金**が**無料**になる**場合**や、**少なくなる****場合**があります。

しょうらいかえ せいかつひ つか かね もら
② **将来返さなくてよい**、**生活費**などに**使える****お金**を**貰**えます。



りょうほう しえん
両方が**支援**されることに。



くわ じょうほう がっこう せんせい たず
詳しい情報は**学校**の**先生**にお尋ねください。

文部科学省
特設HP



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容 授業料・入学金の免除/減額 + 給付型奨学金の支給

返済不要!

申請期間 高校3年の4月以降
(学校ごとに異なります。進学後に大学等で申し込むこともできます)

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。(注)高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)

くわしい情報はこちら

文部科学省特設HP



(制度全体の概要を確認できます。)

高等教育の修学支援
LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
※土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
※給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は, 在学中の
学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

修学支援
新制度



新制度の周知にあたっての高等・中学校等の皆様方へのお願い

高等教育の修学支援新制度

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① | 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。**大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたい**と考えています。

ポイント② | 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている**高校1・2年生や中学生など**(注)にも、**本制度を知っていただきたい**と思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

(注)高等専門学校(1～3年次)の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ | 進学前の予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

予約採用(在学前の採用)の申込受付は、4月から7月末までです。進学後の在学採用は4月から実施予定です。詳細なスケジュールは進学先の学校にお問い合わせください。

ポイント④ | 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、**文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意**しています。是非ともご覧いただければと思います。



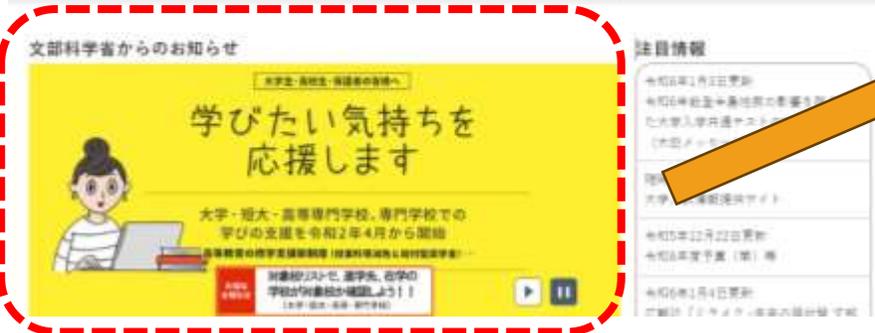
「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】

文部科学省 特設ホームページ
「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要をご案内しています。)



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。)





文部科学省からのお知らせで「学びたい気持ちを応援します」をクリックすると、特設ページを開くことができます。



「高等教育の修学支援新制度」の特設ページでは、新制度に関する各種情報を掲載しています。

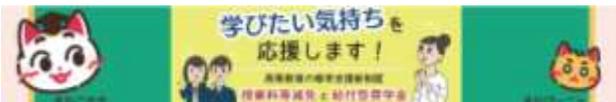
<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

高等教育の修学支援新制度

LINE 公式アカウント



LINE公式アカウント開設しています。



YouTube動画を配信しています。

